

(公印省略)

個別審査第291号  
令和4年1月27日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和4年（行情）濟問第3号

事件名：特定事件に係る裁判結果票（甲）等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和4年2月17日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1723

FAX 03-3502-7350

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

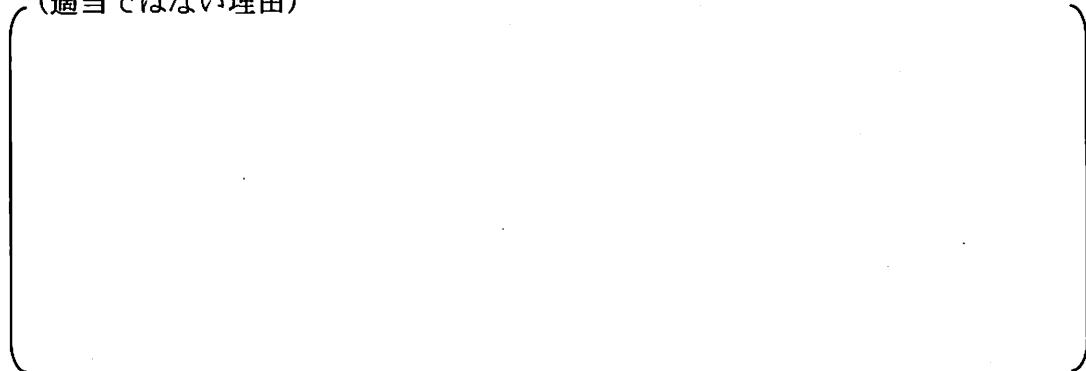
(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問  
庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定によ  
る送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)



諮問庁:検事総長

## 理由説明書

## 第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

## 1 開示請求の内容

本件開示請求は、「令和3年7月30日、東京地裁に対して起訴取消しの申立てをした外為法違反被告事件につき、起訴状を書いた検察官、公判に立ち会った検察官、逮捕状及び勾留状を出した裁判官並びに公判担当の裁判官の氏名が分かる文書」を対象とした開示請求である。

## 2 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、上記被告事件の「起訴状を書いた検察官、公判に立ち会った検察官、公判担当の裁判官の氏名が分かる文書」（以下「本件開示請求文書①」という。）として、「裁判結果票（甲）（令和3年7月30日に公訴取消申立てをした外国為替及び外国貿易法違反事件のもの）」（以下「本件対象文書」という。）を特定した上、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号、同条2号、同条4号及び同条6号柱書きに該当するとして一部開示決定（以下「原処分①」という。）を行い、「逮捕状及び勾留状を出した裁判官の氏名が分かる文書」（以下「本件開示請求文書②」という。）については、その存否はさておき、請求自体からして刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第1項の規定により、法の適用が除外される「訴訟に関する書類」に該当するとして、不開示決定（以下「原処分②」という。）を行ったものである（以下「原処分①」及び「原処分②」を合わせて、「原処分」という。）。

## 第2 諮問庁の判断及び理由

## 1 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、「自由権規約14条1項は「すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。」と定めていることからすれば、本件不開示部分が本当に不開示情報に相当するかどうか不明である。」「令和3年7月30日に公訴取消しの申立てをした外為法違反事件に関しては、令和3年9月8日に東京地裁で国家賠償請求訴訟を提起された。そのため、東京地検が当該訴訟へ

の対応のために取得した書類の中に逮捕状及び勾留状を出した裁判官の氏名が分かる文書が含まれるといえる。」として、原処分を取り消すとの決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

## 2 本件開示請求文書①について

本件対象文書である裁判結果票は、事件事務規程139条に基づき作成される文書で、その様式は同規程により定められており、「控訴審議要否」、「決裁」、「(公判立会検察官)」、「(起訴検察官)」、「事件名」、「公判番号」、「裁判年月日」、「裁判所」、「起訴年月日」、「事件番号」、「領置番号」、「罪名(判決罪名)」、「ふりがな」、「被告人氏名」、「生年月日」、「拘束・不拘束の別」、「本籍(国籍)」、「求刑」、「裁判要旨」、「他事件との関係」、「事案の概要」、「情状」、「備考」、「控訴」、「確定」の各欄から構成されている。

### (1) 本件対象文書の不開示情報該当性について

ア 上記のとおり、その様式部分は規定により定められたものであり、不開示情報に該当するものとは認められず、原処分①において、開示済みである。

イ 本件対象文書は、特定の被告人(被告人会社も含む。以下同じ。)について作成されたものであるから、全体として法5条1号前段に規定する個人に関する情報又は法5条2号イに規定する法人に関する情報に該当するものと認められる。

ただし、当該事件については、処分庁において、令和3年7月30日に、報道機関に対し、被告人名、罪名とともに「令和3年7月30日付けで当該事件につき、公訴取消を申し立てた」旨を公表している。

捜査機関による公表がなされれば、それ以降のいかなる時点においても公表に係る内容については開示すべきとは言えないとしても、本件においては、「大川原化工機株式会社(代表大川原正明)、大川原正明及び島田順司に対する外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反被告事件につき、本日(令和3年7月30日)、公訴取消を申し立てた」ことが公表されており、本件開示請求がなされた時点(令和3年8月2日)において、当該情報については、慣行として公にされていた情報といえ、「被告人氏名」、「罪名」及び「備考」欄中の「R3.7.30 公訴取消申立」の記載については、それぞれ個人にとっては法5条1号ただし書きイに該当し、被告人会社

にとては法5条2号イに該当しない情報といえ、原処分①において、開示済みである。

(2) 「被告人氏名」、「罪名」及び「備考」欄中の「R3.7.30 公訴取消申立」の記載以外の部分について

上記のとおり、被告人氏名は、個人にとては法5条1号ただし書きイに該当し、被告会社にとては同条2号イに該当せず、原処分①において開示しているため、その他の各欄等の記載は、同条1号前段の特定の個人を識別することができる情報又は同条2号イの法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると認められることから、部分開示の余地はない。

なお、同条1号ただし書き該当性については、いずれの情報も「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは認められないことから、同号ただし書きイに該当せず、当該被告人は公務員でもないことから、同号ただし書きハに該当せず、同号ただし書きロに該当する事情も認められない。

さらに、以下の各欄については、法5条1号前段又は同条2号イに加えて不開示情報該当性が認められるため、検討する。

ア 「公判立会検察官」、「起訴検察官」及び「裁判所」欄について

当該欄には、各担当検察官、裁判官の氏名、官職及び所属が記載されているところ、当該情報を明らかにするとなれば、開示請求を繰り返すことにより、その庁の人員の配置状況や担当事件の傾向を推測することが可能となり、今後、犯罪に及ぼうとする者に対して、捜査の態勢等を推知させ、対抗措置を講じる余地を与えたり、同種事件の関係者等から不当な働きかけがなされるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

イ 「控訴審議要否」欄について

判決を受け、その内容に不服がある場合は、高等裁判所に控訴することとなるところ、当該欄は、上級庁との審議の要否について、各検察官が意見を記載する欄である。

本件事件については、検察官から公訴取消申立を行っているものの、その後の公判の経過については、処分庁において公表しておらず、その内容

如何に関わらず、裁判結果を前提とした控訴審議に係る各検察官の意見が明らかとなれば、当該意見に不服を持った者から報復や妨害を受けるなど、公訴の維持や公判事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号及び6号柱書きに該当するものと認められる。

#### ウ 様式欄外右下部及び決裁欄の不開示とした部分について

担当者の印影が記載されているところ、担当者の印影を明らかにすることにより、判決内容等に不服を持った者から、報復行為がなされるなど、公訴の維持、刑の執行等に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当するものといえる。

- (3) 以上のとおり、原処分①において、不開示とした部分は、法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当する。

### 3 本件開示請求文書②について

#### (1) 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法(40条、47条、53条、299条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する書類」については、法の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類及び押収物の全

てが同項の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

(2) 本件開示請求文書②が「訴訟に関する書類」に該当することについて

本件開示請求文書は、「逮捕状及び勾留状を出した裁判官の氏名が分かる文書」であるところ、逮捕状及び勾留状は、刑事事件の捜査の過程で、刑訴法の規定に基づき、検察官又は司法警察員が請求を行い、裁判官から発付される令状であり、正に刑事事件の捜査の過程で作成・取得される文書であるから、訴訟に関する書類に該当するものといえる。

その上で、逮捕状については刑訴法200条、勾留状については同法64条により、裁判官が記名押印しなければならないものと規定されているため、各令状には裁判官の氏名が記載されるところ、それ以外に検察庁における事務手続の中で、令状の発付を行った裁判官名を記載した文書が作成されることなく、当該逮捕状及び勾留状以外に請求内容に合致する文書は存在しないものといえる。

よって、本件開示請求文書②に該当する文書は、「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

第3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「自由権規約14条1項は「すべての者は（略）公開審理を受ける権利を有する。」旨規定することから、本件不開示情報が本当に不開示情報に相当するかどうか不明である」旨述べるが、裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであり、法に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、上記第2、2のとおり、本件開示請求文書①については、法に基づき、不開示情報該当性が認められるのであるから、本件審査請求人の主張は当たらない。

また、審査請求人は、「令和3年9月8日に東京地裁で国家賠償請求訴訟を提起された。そのため、東京地検が当該訴訟への対応のために取得した書類の中に、本件開示請求文書②に該当する文書が含まれるといえる。」旨述べるが、文書の存否はさておき、本件開示請求は、令和3年8月2日付でなされたものであり、処分庁においては、開示請求時点で存在する行政文書を対象とすることで足りるものと考えられるから、審査請求人の主張は失当である。

第4 結論

以上のとおり、本件開示請求のうち、本件開示請求文書①については、本件

対象文書は、法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するため、原処分①は結論において妥当であり、本件開示請求文書②については、対象文書は、訴訟に関する書類に該当するため、原処分②は妥当である。